

平成26年（く）第24号 即時抗告申立事件
申立人 守 大 助

2016年7月8日

進行に関する意見書

仙台高等裁判所 第1刑事部 御 中

申立任弁護士	阿 部 泰 雄
同	佐 藤 正 明
同	小 関 眞
同	野 呂 圭
同	堀 井 実千生 外

1 これまでの経過について

頭書事件については、2014（平成26）年3月28日に即時抗告申立を行なって以降、弁護士からは弁護人の申立理由書のほか補充意見書を数通、進行協議申入書を2通、池田意見書、求釈明書、事実取調請求書、証拠開示命令申立書等を提出して、即時抗告審の審理の促進を求めてきたところである。

これに対し、ようやく、2016（平成28）年1月19日、第1回目の進行に関する三者協議が行われた。だが、検察官からは、答弁書ないし意見書の類は一切提出されておらず、本件の事件性の認定に関わる土橋鑑定の標品鑑定の正当性如何の論議、同じく患者の病態・症状に関する論議が回避され噛み合わず進展していない。

また、検察官は、年度末の本年3月末までに回答するとした前記求釈明事項の1については、同年2月回答したが、年度末以降回答するとした求釈明事項の2、3については、年度が改まって3カ月余を経過した現時点でも、回答せず対応を明らかにしていない。

2 今後の進行に関する弁護人の意見

第2回目の三者協議が裁判所から提案されているところであるが、

弁護人としては、検察官が求釈明事項の2、3についても回答することが先決・先行事項と考えている。その理由は、弁護人が提出を予定している補充意見書の内容構成如何が、当然、求釈明事項の2、3についての検察官の回答如何にかかる側面があるためである。

現時点においてなお回答を渋っていることは通常理解を超えるものであり、検察官は何らかの態度決定をしていると思われる。

よって、検察官が求釈明事項の2、3については回答をしないという対応であればその旨を、回答するのなら第2回目の三者協議に先立ちその回答内容を、いずれにせよ、書面で明確に示されたい。

以上の点についての訴訟指揮を裁判所には求めるものである。

3 本件再審事件の核心

弁護人は、確定判決の事件性の認定で唯一その直接証拠とされた土橋鑑定は、筋弛緩剤マスキュラックスの成分であるベクロニウム（未変化体）を検出する質量分析の分析能力それ自体を欠いていたものと考えている。

本件は、小6女児の患者の仙台市立病院のカルテを精査どころか見もしないで逮捕に走り発表してしまった拙速捜査に発端がある。

質量分析論に関する志田保夫実験鑑定書、患者の病態・症状論に関する池田正行診断意見書が余すところなく明らかにしている。

すでに、その一端は意見書で明らかにしているが、上記新証拠を提出した二人の専門家が最近弁護団に寄せたコメントを紹介して、本「進行に関する意見書」の結びとします。

志田保夫前東京薬科大学教授

「加水分解で壊れてしまった物を持って来てこれがベクロニウムの標準品ですと言った時点で鑑定能力を失っています。」

「ベクロニウムの標準品からは決して258は出ないのであり、ここで大阪府警の鑑定は失敗だったという結論になります。」

池田正行法務技官・矯正医官

「平成25年4月に法務技官・矯正医官となつてから、様々な形で裁判（刑務所・拘置所での医療事故に関する国賠事件の意見書の提出）や少年審判（精神疾患の有無と非行の関係の意見書の提出）に関わってきた。そんなとき、検察官や裁判官は熱心

に耳を傾けてくれました。」

「ところが、北陵クリニック事件の検察官、裁判官の反応はまるで別の惑星の住人のようです。私の診断を、私の尋問もなしに全面的に否定するのですから。」